

よこはま防災力向上マンション認定制度
マンション防災アドバイザー派遣要綱

制定 令和4年4月11日（局長決裁）

改正 令和7年4月1日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、よこはま防災力向上マンション認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）の目的を実現するため、管理組合等に対し、マンションの防災対策に関する指導及び助言を行う専門家団体等（以下「マンション防災アドバイザー」という。）を派遣することにより、管理組合等が行う防災対策に関する活動を支援することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、制度要綱の例による。

（マンション防災アドバイザー）

第3条 マンション防災アドバイザーの登録に関して必要な事項は、マンション防災アドバイザー登録要領（以下「登録要領」という）にて定める。

（対象団体）

第4条 マンション防災アドバイザーの派遣の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次のいずれかとする。

- (1) 制度要綱第3条に規定する認定を受けようとする横浜市内のマンションの管理組合等
- (2) 制度要綱第3条に規定する認定を受けようとする横浜市内のマンションにおいて、防災組織の結成を目的として活動する、異なる世帯に属する5人以上の住民で構成された団体
- (3) その他市長がこれらに類するものとして認めるもの

（派遣の要件）

第5条 市長は、対象団体が、次の各号のいずれかに該当する活動を行うときは、当該活動を支援するため、マンション防災アドバイザーの派遣を行うことができる。

- (1) 防災組織に関する検討
- (2) 防災マニュアルに関する検討
- (3) 防災訓練に関する検討
- (4) 飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
- (5) 地域との協力体制や防災訓練に関する検討
- (6) 浸水対策に関する検討
- (7) その他市長がこれらに類するものとして認める活動

(派遣を受けて活動する遵守事項)

第6条 対象団体が前条の規定による派遣を受けて活動をする際には、次の事項を遵守すること。

- (1) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広めることを目的としないこと
- (2) 参加者から費用を徴する場合は、その費用を社会通念上相当とすること
(派遣の時間及び回数等)

第7条 マンション防災アドバイザーの派遣は、1回につき、3時間を限度とする。

- 2 同一の対象団体に対する派遣の回数は、1年度につき5回を限度とする。
- 3 同一の対象団体に対する派遣の期間は、通算で2年度を限度とする。

(費用の負担)

第8条 マンション防災アドバイザーの派遣に係る費用は、全額市の負担とする。

- 2 前項の費用の算定方法は別に定める。

(派遣の申請)

第9条 マンション防災アドバイザーの派遣を受けようとする対象団体は、支援を希望する内容等について、あらかじめ市長と事前相談を行わなければならない。

- 2 前項の規定による事前相談を終えた対象団体は、派遣申請書(第1号様式)により、市長に申請するものとする。

(支援の依頼)

第10条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、指導及び助言を希望する活動が第1条に定める目的及び第5条に定める派遣の要件に該当すると判断したときは、マンション防災アドバイザーに対し、支援依頼書(第2号様式)により、支援を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による依頼をする場合は、マンション防災アドバイザーと事前に協議するものとする。
- 3 第1項の規定による依頼を受けたマンション防災アドバイザーは、支援承諾書(第3号様式)により、市長に対して支援を承諾するものとする。

(派遣の決定等)

第11条 市長は、前条第3項の規定によるマンション防災アドバイザーの承諾が得られた場合、派遣を決定し、対象団体に対し、派遣決定通知書(第4号様式)により通知する。

- 2 市長は、第9条第2項の規定による申請があった場合において、指導及び助言を希望する活動が第1条に定める目的及び第5条に定める派遣の要件に該当しないと判断したとき又は前条第3項に規定するマンション防災アドバイザーの承諾が得られなかったときは、対象団体に対し、派遣不実施決定通知書(第5号様式)により通知する。
- 3 前条第3項の規定により支援を承諾したマンション防災アドバイザーは、支援の実施内容について、第1項の規定による派遣の決定を受けた対象団体と事前に調整を行うも

のとする。

- 4 マンション防災アドバイザーは、市や区の防災計画、地域やマンションの課題等を理解したうえで、支援を行うものとする。

(実施報告)

第12条 マンション防災アドバイザーは、支援を行った後は、派遣実施報告書（第6号様式）により、市長に報告しなければならない。

- 2 派遣実施報告書の提出期限は、マンション防災アドバイザーが支援を行った日から14日以内とする。ただし、支援終了後、14日以内に年度が終了する場合には3月31日とする。

(派遣の変更の申請)

第13条 決定した派遣回数及び派遣内容を変更しようとする対象団体は、変更しようとする内容について、あらかじめ市長と事前相談を行わなければならない。

- 2 前項の規定による事前相談を終えた対象団体は、派遣変更申請書（第7号様式）により、市長に申請するものとする。

(支援の変更の依頼)

第14条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、すみやかに変更を認めるか判断を行い、マンション防災アドバイザーに対し、支援変更依頼書（第8号様式）により、支援の変更を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による依頼をする場合は、マンション防災アドバイザーと事前に協議するものとする。
- 3 第1項の規定による依頼を受けたマンション防災アドバイザーは、支援変更承諾書（第9号様式）により、市長に対して支援の変更を承諾するものとする。

(支援の変更の決定)

第15条 市長は、前条第3項の規定によるマンション防災アドバイザーの承諾が得られた場合、支援の変更を決定し、対象団体に対し、派遣変更決定通知書（第10号様式）により通知する。

- 2 市長は、第13条第2項の規定による申請があった場合において、決定した派遣回数及び派遣内容の変更を認めないとき又は前条第3項に規定するマンション防災アドバイザーの承諾が得られなかったときは、対象団体に対し、派遣変更不承認決定通知書（第11号様式）により通知する。

(派遣の取下げの依頼)

第16条 第11条第1項の規定による派遣の決定を受けた対象団体が、派遣の取下げを希望する場合は、事前に市長と協議の上、派遣取下依頼書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第11条第1項の規定

による派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 派遣取下依頼書が提出されたとき
- (2) 対象団体からマンション防災アドバイザーに対し、支援に著しく支障をきたす妨害行為が認められたとき
- (3) 対象団体からマンション防災アドバイザーに対し、第1条に規定する目的及び第5条に規定する活動と明らかに関わりのない支援を要求していることが認められたとき
- (4) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- (5) 第10条第3項の規定により支援を承諾したマンション防災アドバイザーが、登録要領第10条第1項の規定による登録の取消しを受けたとき

2 市長は、前項の規定により派遣の取消しを決定した場合は、派遣取消通知書（第13号様式）により対象団体に対し、通知する。

3 市長は、第1項の規定により派遣の取消しを決定した場合は、支援取止通知書（第14号様式）によりマンション防災アドバイザーに対し、通知する。

（費用の請求等）

第18条 市長は、前条第1項第5号の規定による派遣の取消しをした場合において、当該派遣に係る費用を既に市が負担しているときは、当該マンション防災アドバイザーに対し、期限を定めて、その派遣に係る費用の返還を求めるものとする。ただし、登録要領第10条第1項第2号の規定による登録の取消しを受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により返還を求める費用は、登録要領第10条第1項第1号の規定による登録の取消しを受けた場合は登録日以降の派遣に係る費用とし、登録要領第10条第1項第3号又は第4号の規定による登録の取消しを受けた場合は登録の取消しをした日以降の派遣に係る費用とする。

（指導及び助言）

第19条 市長は、第11条第1項の規定による派遣の決定を受けた対象団体に対し、必要な限度において、指導及び助言を行うことができる。

（委任）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月11日から施行する。

附則

（施行期日）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条第2項）

年 月 日

横浜市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
（連絡先）
氏名
電話
E-mail

派遣申請書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱第9条第2項の規定に基づき、マンション防災アドバイザーの派遣を、次のとおり申請します。なお、マンション防災アドバイザーに対し、建築局住宅政策課が連絡先を提供することを了承します。

マンション名	
希望するマンション防災アドバイザー	
希望する派遣の回数	回
希望する支援内容 ※該当するものに○を付けてください。	防災組織に関する検討
	防災マニュアルに関する検討
	防災訓練に関する検討
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討
	浸水対策に関する検討
	その他（ ）

※ 派遣を受けるにあたり、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱を遵守します。

※ 適宜様式を変更して使用することができます。

第2号様式（第10条第1項）

第 号
年 月 日

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名 様

横浜市長

支援依頼書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザーによる支援を依頼します。

マンション名	
支援の回数	回
支援を依頼する内容	防災組織に関する検討
	防災マニュアルに関する検討
	防災訓練に関する検討
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討
	浸水対策に関する検討
	その他（ ）

※謝金の額については、1時間あたり16,500円（うち消費税1,500円）とし、1回あたりの上限は49,500円（うち消費税4,500円）とします。なお、支援等の時間に1時間未満の端数が生じる場合には、30分未満のときは、謝金単価の半額とし、30分以上のときは、1時間とします。

また、支援ごとの付随業務として図面確認等の技術的作業が発生する場合は、16,500円（うち消費税1,500円）を限度として、上記で算定する額に加算します。ただし、図面確認等の技術的作業に係る時間が30分未満のときは、8,250円（うち消費税750円）を限度とします。

※適宜様式を変更して使用することができます。

第3号様式（第10条第3項）

年 月 日

横浜市長

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名

支援承諾書

年 月 日に依頼がありました、（マンション名）へのよこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザーによる支援について、承諾します。

署名

※適宜様式を変更して使用することができます。

第4号様式（第11条第1項）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

横浜市長

派遣決定通知書

年 月 日に申請のありました、マンション防災アドバイザーの派遣について、次のとおり派遣を決定したので通知します。

マンション名	
派遣するマンション防災アドバイザー	
派遣の回数	回
希望する支援内容	防災組織に関する検討
	防災マニュアルに関する検討
	防災訓練に関する検討
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討
	浸水対策に関する検討
	その他（ ）

※ 派遣を受けるにあたり、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱を遵守してください。

※ よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱第17条各号に規定する事項に該当した際は、派遣決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

※ 適宜様式を変更して使用することができます。

第5号様式（第11条第2項）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

派遣不実施決定通知書

年 月 日に申請のありました、マンション防災アドバイザーの派遣について、派遣しないことを決定したので通知します。

不実施の理由

※適宜様式を変更して使用することができます。

年 月 日

横浜市長

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名

派遣実施報告書

マンション防災アドバイザー派遣の依頼を受け、対象団体への支援を実施したため、次のとおり報告します。

実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分（ 時間）
マンション名	
支援した内容	（支援を行った内容について具体的に記載してください。※別紙可）
技術的作業内容	（派遣実施前に行った技術的作業があれば、内容等をこちらに記載してください。※別紙可）
技術的作業に要した時間	分

【対象団体 確認欄】

団 体 名

確認者氏名

※実施日時の（ ）内の時間は建築局住宅政策課マンション防災アドバイザー派遣謝金支払基準で定める謝金の額を算定するための時間を記入してください。

※様式は適宜変更して使用することができます。

第7号様式（第13条第2項）

年 月 日

横浜市長

住 所
団 体 名
代表者氏名
（連絡先）
氏名
電話
E-mail

派遣変更申請書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり派遣内容を変更したいので、申請します。

マンション名	
派遣しているマンション防災アドバイザー	

変更内容		変更後	変更前
希望する派遣の回数		回	回
希望する 支援内容 ※該当するものに○	防災組織に関する検討		
	防災マニュアルに関する検討		
	防災訓練に関する検討		
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討		
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討		
	浸水対策に関する検討		
	その他（ ）		

※ 派遣を受けるにあたり、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱を遵守します。

※ 適宜様式を変更して使用することができます。

第8号様式（第14条第1項）

第 号
年 月 日

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名

横浜市長

支援変更依頼書

よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザーによる支援内容の変更を依頼します。変更の内容は次のとおりです。

マンション名	
--------	--

変更内容		変更後	変更前
希望する派遣の回数		回	回
希望する 支援内容 ※該当するものに○	防災組織に関する検討		
	防災マニュアルに関する検討		
	防災訓練に関する検討		
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討		
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討		
	浸水対策に関する検討		
	その他（ ）		

※適宜様式を変更して使用することができます。

第9号様式（第14条第3項）

年 月 日

横浜市長

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名

支援変更承諾書

年 月 日に依頼がありました、（マンション名）へのよこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザーによる支援内容の変更について、承諾します。

署名

※適宜様式を変更して使用することができます。

第10号様式（第15条第1項）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

横浜市長

派遣変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました、マンション防災アドバイザーの派遣について、次のとおり派遣内容の変更を決定したので通知します。

マンション名	
派遣しているマンション防災アドバイザー	

変更内容		変更後	変更前
希望する派遣の回数		回	回
希望する 支援内容 ※該当するものに○	防災組織に関する検討		
	防災マニュアルに関する検討		
	防災訓練に関する検討		
	飲料水等の備蓄や防災資機材の備えに関する検討		
	地域との協力体制や防災訓練に関する検討		
	浸水対策に関する検討		
	その他（ ）		

※ 派遣を受けるにあたり、よこはま防災力向上マンション認定制度マンション防災アドバイザー派遣要綱を遵守してください。

※ 適宜様式を変更して使用することができます。

第11号様式（第15条第2項）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

横浜市長

派遣変更不承認決定通知書

年 月 日に変更申請のありました、マンション防災アドバイザーの派遣について、変更しないことを決定したので通知します。

不承認の理由

※適宜様式を変更して使用することができます。

第12号様式（第16条）

年 月 日

横浜市長

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

派遣取下依頼書

マンション防災アドバイザーによる支援について、次のとおり取り下げたいので届け出ます。

マンション名	
派遣するマンション防災アドバイザー	

・ 取下げの理由

※適宜様式を変更して使用することができます。

第13号様式（第17条第2項）

第 号
年 月 日

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

横浜市長

派遣取消通知書

年 月 日 第 号にて決定された、マンション防災アドバイザーの派遣について、派遣の決定を取り消したことを通知します。

マンション名	
派遣するマンション防災アドバイザー	

・ 取消しの理由

※適宜様式を変更して使用することができます。

第14号様式（第17条第3項）

第 号
年 月 日

（マンション防災アドバイザー）

住 所

団 体 名

代表者氏名

横浜市長

支援取止通知書

年 月 日 第 号にて支援を依頼した、マンション防災アドバイザーの派遣について、派遣の決定を取り消しましたので、支援の取り止めを通知します。

マンション名	
--------	--

- ・ 支援の取り止めの理由

※適宜様式を変更して使用することができます。